

地区計画内での新築や増改築の際の申請について

地区計画区域内に建築物等の新築・増改築・移転・修繕、切土・盛土等土地の区画形質の変更を行う場合、その工事着手30日前までに、清須市長に届出をする必要があります。

1 届出の対象

次の行為を行う場合は、届出をしてください。

- (1) 土地の区画形質の変更
(切土・盛土・道路・宅地の造成など)
- (2) 建築物の建築、工作物の建築、建築物の用途変更
(新築・増改築・移転・修繕など)
- (3) 建築物・工作物の形態・意匠の変更

2 届出の内容

- (1) 行為の種類、場所
- (2) 行為の着手予定日
- (3) 行為の完了予定日
- (4) 設計又は施行方法

3 届出先・届出の時期

- (1) 届出先 ※郵送可、FAX及びメール不可
清須市長（清須市役所南館2階 建設部 都市計画課）
〒452-8569
愛知県清須市須ヶ口1238番地
TEL 052-400-2911（代表）

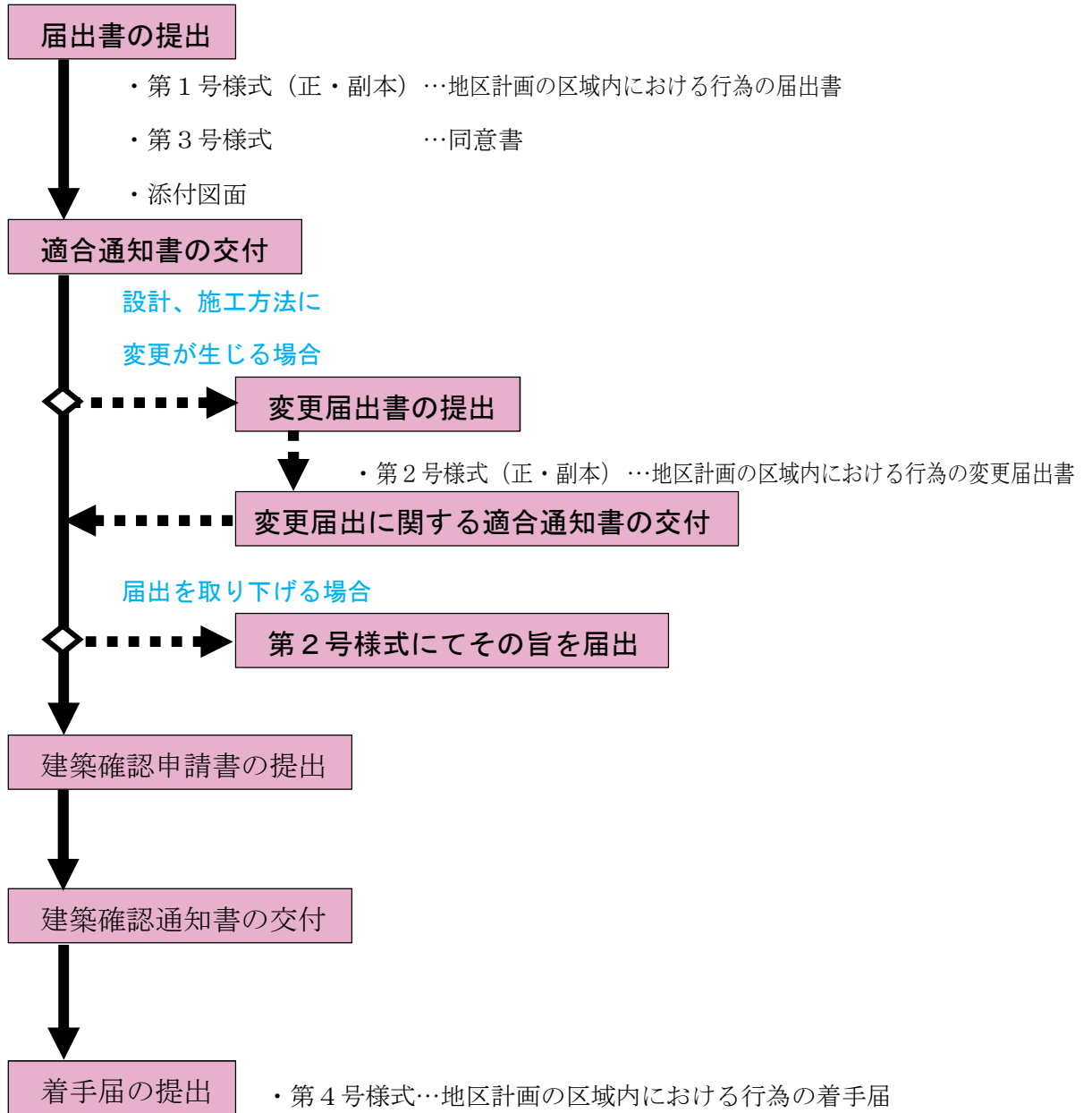
(2) 届出の時期

建築物及び工作物の新築・増改築等、土地の区画形質の変更を行う工事の着手30日前までに届出をする。

ただし、以下の点に注意してください。

- ① 建築確認申請を必要とする場合
確認申請提出前に届出をしてください。
- ② 届出の内容に変更があった場合
工事着手の30日前までに届出をしてください。

(3) 手続きの流れについて



4 届出書類

行為の種別	図書の名称	縮 尺	備 考
—	地区計画の区域内における行為の届出書	—	正・副本 2部提出
—	地区計画の区域内における行為の変更届出書	—	正・副本 2部提出
—	同意書	—	2部提出
土地の区画形質の変更	位置図	任意 (位置が判定できるもの)	
	区域図 (公共施設配置図)	1 / 1,000 以上	
	計画図	1 / 100以上	
建築物の建築 工作物の建築 建築物・工作物の 用途変更	位置図	任意 (位置が判定できるもの)	フェンス、屋根、 外壁 カタログコピー
	配置図	1 / 100以上	
	立面図 (2面以上)	1 / 100以上	
	各階の平面図	1 / 100以上	
	外構図	1 / 100以上	
	土地の縦横断面図	1 / 100以上	
建築物・工作物の 形態・意匠の変更	位置図	任意 (位置が判定できるもの)	フェンス、屋根、 外壁 カタログコピー
	配置図	1 / 100以上	
	立面図 (2面以上)	1 / 100以上	
	外構図	1 / 100以上	
	土地の縦横断面図	1 / 100以上	

5 提出における注意事項

- ア 区画整理事業地内の場合、仮換地案内図、仮換地指定図、仮換地証明、敷地地番該当証明、保留地証明が必要になります。
- イ 区画整理事業地内の場合、届出書（第1号様式）の「1. 行為の場所」には、仮換地、従前地、該当地を記載してください。
- ウ 敷地面積、建築面積、延床面積等の面積表を添付図面に記入してください。
- エ 外構図は、かき若しくはさくの構造図が分かる図面を添付してください。
- オ 届出書（第1号様式）、変更届出書（第2号様式）及び添付図面は、正・副各1部作成し提出してください。
届出にあわせて、届出箇所の立ち入り調査の同意書（第3号様式）を提出してください。
なお、用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- カ 届出書（第1号様式）、変更届出書（第2号様式）、同意書（第3号様式）、着手届（第4号様式）は、自署以外の場合は押印をしてください。
- キ 土地の縦横断面図として敷地の境界線、土地の高低差、擁壁の位置及び種類を明示してください。

6 提出を郵送で行う場合の注意事項

- ア 提出を郵送で行う場合、適合通知書と届出書の副本を送付する際の郵送代は届出者負担となります。
切手を貼った返信用封筒を1部添付してください。
- イ 審査時に書類不備等がある場合、メールにて訂正後のデータを提出していただきます。
連絡先に併せて、メールアドレスも記載するようにしてください。